

## 令和7年度 有料老人ホーム立入検査 主な指導事項一覧

項目	指導事項	ポイント
研修・訓練の実施 マニュアルの整備	必要な研修及び訓練が行われていなかったため、改めること。	指針に基づき必要な研修及び訓練について、定期的実施する必要があります。また、円滑な業務運営に資するため、研修及び訓練内容について職員間の情報共有及び連携強化を図ってください。
	必要なマニュアルが整備されていなかったため、改めること。	施設サービスの質の確保及び向上のため、指針に基づき必要なマニュアルを整備し、職員に周知徹底を図ってください。
非常災害対策	消防法に基づく消防用設備等の機器点検が6か月に1度行われていなかったため、実施すること。	消防法に基づく消防用設備等の点検については、総合点検を年に1回、機器点検を6か月に1回行う必要があります。
	避難等の訓練（年2回実施）のうち1回は夜間を想定したものとすること。	避難訓練は最低年2回以上実施し、うち1回は夜間を想定した訓練としてください。
運営懇談会	運営懇談会が開催されていないため、定期的開催すること。	施設の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、定期的開催する必要があります。
衛生管理	洗剤等の誤飲・誤食を防止するための措置を講じること。	洗剤等の誤飲・誤食を防止するため、それらを保管するための鍵付き保管庫等を備える等、必要な措置を講じてください。
	汚物処理室は独立して設置するか、これによりがたい場合は、カーテン等で仕切るなど、衛生的な配慮を講じること。	汚物処理室は、保健衛生に配慮し、独立して設置する必要があります。これによりがたい場合は、カーテン等で仕切るなど、飛沫感染に注意し衛生的な配慮を講じてください。
帳簿の整備	安否確認及び生活相談に係る記録が確認できないため、記録した帳簿を整備すること。	毎日1回以上安否確認等を実施し、その内容を記録するよう帳簿の整備、保存してください。